

賃貸住宅の貸主・不動産業者などの皆様へ ～住居確保給付金の申請に当たっての御協力をお願い～

住居確保給付金の申請希望者が、申請・審査に当たり必要となる「入居住宅に関する状況通知書」の記入をお願いすることについて、御協力いただきますようお願いいたします。

1 住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給期間：原則3か月間(当初、延長、再延長の最長9か月間)

支給額：生活保護の住宅扶助基準額を上限として、月ごとに家賃相当額を支給します。
ただし、申請月の収入額により減額することがあります。

※管理費や共益費等は支給対象外です。

※住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

【住宅扶助基準額】

単身世帯:38,000円、2人世帯:46,000円、3人～5人世帯:49,000円

2 「入居住宅に関する状況通知書」の記入のお願い

「入居住宅に関する状況通知書」は、住居確保給付金の申請・審査に当たり必要となる書類で、不動産業者などの皆様に記入していただく必要があります。

については、制度の趣旨等を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

※申請後、受給審査を行いますが、不支給となる場合もあります。

3 支給までの流れ

広島市において受給資格等を審査し、支給を決定した場合には、広島市くらしサポートセンターから不動産業者などの皆様へ「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを送付します。

住居確保給付金は、広島市から、入居住宅に関する状況通知書に記入していただいた不動産業者等の口座へ直接振り込みます。※記帳の際、「(整理番号)シホゴジリツシエンカ」と印字されます。整理番号は支給決定通知書の宛名(申請者名)の下に記載します。

振込日は、毎月15日又は末日です。金融機関が営業を行わない日に当たるときは、その直前の営業日とします。なお、本人が就職活動等の受給中の義務を果たせない場合や、就職により収入が一定の基準額を超えた場合等には、支給を中止することがあります。

住居確保給付金に関するお問い合わせ先

広島市くらしサポートセンター

TEL 082-264-6405

〒732-0822

広島市南区松原町5-1 BIG FRONTひろしま 広島市社会福祉協議会内

【相談日時】平日8時30分～17時15分(土日・祝日、8/6、12/29～1/3は除く)